

10.1.9 廃棄物等

1. 産業廃棄物及び残土

(1) 予測及び評価の結果

① 工事の実施

a. 造成等の施工による一時的な影響

(a) 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・ 可能な限り産業廃棄物の有効利用に努め、廃棄物の発生量を低減する。
- ・ 分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の優良産廃処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・ 周囲の地形を活用することで、改変面積を可能な限り低減する。
- ・ 掘削工事に伴う発生土は、安全性を考慮した上で可能な限り盛土等に利用することで残土の発生量を可能な限り低減する。
- ・ 定期的な会議等の実施により、工事関係者へ環境保全措置の内容を周知徹底する。

(b) 予 測

ア. 予測地域

対象事業実施区域とした。

イ. 予測対象時期等

工事期間中とした。

ウ. 予測手法

環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物及び残土の発生量を予測した。

エ. 予測結果

工事に伴って発生する産業廃棄物としては、伐採木、木くず、紙くず等があげられ、それらの発生量は、第 10.1.9-1 のとおりである。対象事業実施区域内において発生する産業廃棄物については、可能な限り、発生後ただちに処理することとする。

また、工事に伴って発生する土量を表 10.1.9-2 に示す。工事に伴い発生する掘削土等は、工事用道路及び風車ヤードへの盛土、土捨て場での処理等、対象事業実施区域での再利用及び処分に努める。また、生じた残土は場外搬出し、民間の処理業者に委託し、適切に処分する。

第 10.1.9-1 工事に伴い発生する廃棄物の種類及び量

(単位：t)

種類	発生量	有効利用量	処分量	有効利用の方法
伐採木	9,996 (2,429)	9,996 (2,429)	0 (0)	処理業者に委託のうえ、幹は有用材として売却、枝葉は場外の中間処理施設にて可能な限りリサイクルする。
木くず	4 (62)	0 (62)	4 (0)	処理業者に委託のうえ、場外の中間処理施設にてチップ化する等、可能な限りリサイクルする。
廃プラスチック類	15 (52)	15 (52)	0 (0)	処理業者に委託のうえ分別回収し、場外の中間処理施設にてリサイクルする。
金属くず	5 (34)	5 (34)	0 (0)	処理業者に委託のうえ、業者へ売却する。
紙くず	4 (21)	4 (21)	0 (0)	処理業者に委託のうえ分別回収し、場外の中間処理施設にてリサイクルする。
コンクリートがら	462 (98)	462 (98)	0 (0)	処理業者に委託のうえ、場外の中間処理場にて破砕してリサイクルする。
アスファルトがら	0 (598)	0 (598)	0 (0)	処理業者に委託のうえ、場外の中間処理施設にて破砕してリサイクルする。

注：1. () は準備書時の計画量である。

2. 評価書における産業廃棄物の体積から重量への換算係数は、「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）を参考に、木くずの質量換算係数は「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数 Ver. 1.5」（日本産業廃棄物処理振興センター HP、閲覧：令和 7 年 5 月）を参考に算出した。なお、伐採木の発生量については、「伐採木の発生量、チップ化量等の想定」（長野県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）に掲載されている中部森林開発研究会の実績値に基づく係数を参考に算出した。

表 10.1.9-2 工事に伴い発生する土量

工事種類	計画土量		処理方法
	評価書	準備書	
切土	約 275 千 m ³	約 413 千 m ³	対象事業実施区域での再利用及び処分に努める。また、万一残土が生じた場合は場外搬出し、民間の処理業者に委託し、適切に処分する。
盛土	約 113 千 m ³	約 50 千 m ³	
風車ヤード	約 126 千 m ³	約 204 千 m ³	
管理用道路	約 36 千 m ³	約 115 千 m ³	
土捨て場	約 275 千 m ³	約 370 千 m ³	
小計	約 0 千 m ³	約 43 千 m ³	
残土			

(c) 評価の結果

7. 環境影響の回避、低減に関する評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・ 可能な限り産業廃棄物の有効利用に努め、廃棄物の発生量を低減する。
- ・ 分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の優良産廃処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・ 周囲の地形を活用することで、改変面積を可能な限り低減する。
- ・ 掘削工事に伴う発生土は、安全性を考慮した上で可能な限り盛土等に利用することで残土の発生量を可能な限り低減する。
- ・ 定期的な会議等の実施により、工事関係者へ環境保全措置の内容を周知徹底する。

これらの環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。